

令和6年1月以降の番号単価の算定について

一般社団法人電気通信事業者協会（総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関）では、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項に基づく所要の手続きを行うため、令和5年9月11日開催の支援業務諮問委員会の答申を受け、令和6年1月以降適用される番号単価について、以下のとおり算定しました。

○番号単価

1 電話番号当り 2円／月 （NTT東日本・西日本の合算番号単価）
（内訳）

NTT東日本に係る番号単価：1 電話番号当り 1.19658136 円／月

NTT西日本に係る番号単価：1 電話番号当り 0.80341864 円／月

この番号単価により、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項の規定によりユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金、第一種負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

○ 算定方法

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第27条に基づき定められている総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により、以下のとおり算定しております。

$$\begin{aligned} \cdot \text{合 算 番 号 単 価} &= (\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額} \\ &\quad + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額} \\ &\quad - \text{予測前年度過不足額}) \\ &\quad \div \text{予測算定対象電気通信番号の総数の合計} \\ &= (6,715,472,942 \text{ 円} \\ &\quad + 40,743,564 \text{ 円} \\ &\quad - 94,959,294 \text{ 円}) \\ &\quad \div 2,964,513,361 \text{ 番号} \\ &\doteq 2.24699854 \text{ 円} \\ &\Rightarrow 2 \text{ 円（整数未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{NTT東日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{4,017,804,871 \text{ 円}}{6,715,472,942 \text{ 円}} \\ &\doteq 1.19658136 \text{ 円（小数点以下8位未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{NTT西日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{2,697,668,071\text{円}}{6,715,472,942\text{円}} \\
 &\approx 0.80341864\text{円} (\text{小数点以下8位未満四捨五入})
 \end{aligned}$$

*** NTT東日本とNTT西日本の番号単価**

番号単価については、NTT東日本に係る番号単価が1.19658136円、NTT西日本に係る番号単価が0.80341864円と算出され、その合計額が2円となっています。これは、算定規則で第一種交付金及び第一種負担金の額は、第一種適格電気通信事業者ごとに算定することとなっている（第5条及び第27条）ため、番号単価についても第一種適格電気通信事業者ごとに異なります。

支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会では、これらの関係規定に基づき、各接続電気通信事業者等から徴収する毎月の第一種負担金の額を算定するにあたっては、第一種適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本）ごとに異なる番号単価を用いて計算することになります。

○ 番号単価算定の基礎となっている金額及び番号数についての説明

1 NTT東日本・西日本の補てん対象額

（1）ユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の範囲は、電気通信事業法施行規則第14条で規定されていますが、補てんの対象となるユニバーサルサービスの具体的な範囲は、次のとおりです。

① 加入電話

①－1 加入者回線の維持等に係る基本料部分

①－2 加入電話に係る110番、118番、119番の緊急通報

②第一種公衆電話（市街地では概ね1km四方に1台、それ以外の地域では概ね2km四方に1台を基準として、社会生活上の安全等のためにNTT東日本・西日本に設置が義務付けられている公衆電話）から利用可能な

②－1 市内通信

②－2 離島特例通信

②－3 110番、118番、119番の緊急通報

（2）ユニバーサルサービスは、「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国の提供が確保されるべきもの」と電気通信事業法第7条で定められ、NTT東日本・西日本がユニバーサルサービス提供事業者である第一種適格電気通信事業者として指定を受けています。

（3）番号単価算定の基礎となっているNTT東日本・西日本の補てん対象額とは、この①及び②のサービス提供に係る経費のうち、以下の額を対象とします。

●加入電話

①－1の加入者回線（基本料）にかかる補てん対象額は、ベンチマーク方式

により、全国の高コスト上位4.9%の回線について、全国平均コスト+2σの水準を上回る費用を対象としており、①-2の緊急通報は、当該地域の警察・消防等の指令センターまでの繋ぎ込み回線の費用を対象としています。

● 第一種公衆電話

上記②-1 ~ ②-3 の補てん対象額は全国の第一種公衆電話に係る費用と収入の差額を対象としています

以上により、加入電話及び第一種公衆電話に係る赤字額の合計約588億円のうちの補てん対象額の合計は、約67億円（正確には6,715,472,942円）となっております。

詳細は[別添資料](#)を参照ください。

2 支援機関の支援業務に係る費用の額

一般社団法人電気通信事業者協会の支援業務に係る費用の額は令和5年度予算額（令和5年3月17日総務大臣認可）5,306万円のうち前期繰越金1,230万円を差し引いた4,074万円（正確には40,743,564円）を計上しております。令和5年度予算については、[別紙](#)の令和5年度予算書を、また前期繰越金については、[別紙](#)の令和4年度収支決算書を参照ください。

3 予測算定対象電気通信番号の総数

① 第一種負担金の納付事業者は、

- ・ 電気通信事業法施行令第2条に規定する電気通信役務の売上高が10億円を超える電気通信事業者であって
- ・ 総務大臣から指定を受けた電気通信番号（算定規則別表11に掲げる電気通信番号に限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者、となっております。

② 従って予測算定対象電気通信番号の総数は、

- ・ 上記①の条件を満たす電気通信事業者の令和6年1月から12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計です。

以 上